

身体拘束等の適正化のための指針

I 理念

身体的拘束は利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当法人では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束禁止に向けた意識を持ち、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしないことを基本理念とします。

(1) 根拠となる法律

障害者総合支援法は「…利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。」「…やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。」とされています。

サービス提供にあたっては、当該利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止します。

(2) 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（令和2年10月版）において、やむを得ない場合の要件や手続については、次のとおり記載されています。

<<やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件>>

やむを得ず身体拘束を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束を行う判断は組織的にかつ慎重に行います。

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要があります。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要があります。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要があります。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。一時性を判断する場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要があります。

II 基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体拘束・虐待防止委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件のすべてを満たした場合のみ、本人又は家族への説明・同意を得て行います。

また身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行ってできるだけ早期に拘束を解除するよう努力をします。

(3) 日常支援・ケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常活動に以下のことに取り組みます。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
- ② 言葉や対応等で、利用者の精神的な自由を妨げないように努めます。
- ③ 利用者の思いを汲み取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。

(4) やむを得ず一時性の身体拘束を行う可能性がある状況・場面

- ① 自傷、他害行為があった場合、又はそれを抑制する場合（身体を抑える拘束）
- ② 屋外移動時における事故等からの危険回避、パニック、発作時等（身体を抑える拘束）
- ③ 屋内活動時における事故等からの危険回避、パニック、発作時等（身体を抑える拘束）

III 身体拘束・虐待防止委員会

(1) 身体拘束・虐待防止委員会の設置

当法人において身体拘束等の適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討するために「身体拘束・虐待防止委員会」を設置します。

① 設置目的

- ・事業所内での身体拘束等廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束等を実現せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束等を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束等廃止に関する職員全体への指導

② 構成員

- ・ 代表理事、管理者、サービス管理責任者、生活支援員

③ 委員会の開催

- ・ 委員会は、年 1 回以上開催をする。また、特に、緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施した場合には、身体拘束の実施状況の確認や3要件を具体的に検討するため開催する。
- ・ 必要時には随時開催する。

V 身体拘束発生時の対応・報告に関する基本方針

(1) 対応

当法人においては、平素から身体拘束を検討する必要がある利用者はいないが、本人または他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、委員会を中心に関係職員が集まり組織的に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明と同意を得て行います。

また身体拘束を行った場合は、その状況について経過を記録し、できるだけ早期に拘束を解除すべく身体拘束・虐待防止委員会で拘束解除に向けた確認(3要件の具体的な再検討)を行います。

(2) 報告

緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施した場合には、身体拘束の内容・目的・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解を得るように努めます。

(3) 記録

専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録します。

その記録は2年間保存、行政担当の指導監査が行われる際に提示できるようにします。

VI 身体拘束等の適正化のための職員教育・研修

支援・ケアに携わるすべての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重した支援・ケアを徹底し、職員教育を行います。

VII 指針の閲覧について

当施設の身体拘束適正化のための指針は、求めに応じていつでも利用者及び家族等が自由に閲覧できるように、当施設のホームページに公表します。

附 則

この指針は、2023(令和5)年3月31日より施行する。